**指定後（変更届等提出の際）の注意事項【障害者支援施設】　　　　　　　　　　　　重　　要**

1. 変更届について

(1)届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できるだけ事前に届け出てください。

(2)事前協議が必要なもの

①施設の所在地を変更する場合（移転）

②設備概要を変更する場合

③それぞれ施設障害福祉サービスの利用定員を変更する場合

④施設障害福祉サービスの種類を変更又は追加、若しくは削減する場合

⑤施設障害福祉サービスのうち施設入所支援及び生活介護の単位数を新たに追加又は削減する場合

(3)変更予定日の前月15日までに届け出の必要なもの。

上記①・②、及び施設入所支援、生活介護及び就労継続支援Ｂ型以外の施設障害福祉サービスに係る③・④

　(なお、事前協議の結果によっては、事後の届出となる場合もあります)。

(4)変更申請が必要なもの

上記⑤のうち追加する場合。

施設障害福祉サービスのうち施設入所支援、生活介護及び就労継続支援Ｂ型に係る③・④のうち、定員の増加及びサービスの追加を行う場合。

(5)介護給付費・訓練等給付費の算定に係る事項

　　増額となる変更については毎月１５日までに届出があった場合は、翌月１日から、それ以降翌月１５日までに届出があった場合は、翌々月1日からの算定となります。ただし、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を新たに算定する場合は、２ヵ月前の末日までの届出が必要です。

※変更内容が「障害福祉サービス等情報公表制度」における公表事項に該当する場合は、公表内容を変更する必要があります。「変更届出書」提出後、速やかに情報公表システムを通じて、変更申請を行ってください。

（注）①届出方法が【郵送】となっているもの以外は郵送による受付はできません。

②２種類以上の届出のうち、一つの事案が【来庁】となる場合は、すべて予約のうえ【来庁】して一括で届け出てください。

■提出書類

「変更届出書」、「変更届連絡票」以外の必要な様式等（付表７他）は、指定関係書類の中の新規申請書類からダウンロードしてご使用下さい。

　　各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないようにしてください。

（１）変更届出書（様式第２号）

（２）指定書の写し

（３）**郵送の場合**:①障害者総合支援法―変更届連絡票

　　　　　　　　　※ 受付票の返送を希望される場合は、返信用封筒（必要額の切手を貼付・返送先を明記）を同封してください。

（４）上記以外の**添付書類**（変更する事項ごとに異なります。）

　※写しとなる書類には、必ず法人代表者名・登録印鑑にて原本証明を行ってください。

| 変更する事項 | 添付書類 | 留意点 |
| --- | --- | --- |
| 1 | 施設の名称 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2、付表7-3)・運営規程 |  |
| 【郵送】 |
| 2 | 施設の所在地（豊中市内→豊中市内）※ただし、他市町村の所在地へ移転する場合は指定権者が変わりますので廃止⇒新規となります。 | ・指定に係る記載事項(付表7)・履歴事項全部証明書又は条例等…①・運営規程・施設の平面図・施設内外の写真・面積等一覧表・設備・備品等一覧表・案内図・土地･建物の賃貸契約書（写し）又は登記簿謄本（写し）・建築基準法による建築確認検査済証等・防火対象物使用開始(変更)届の写し・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…② | ・施設移転の場合、事前協議が必要。その後、移転予定日の前月15日までに届け出て下さい。・左記①は、施設所在地が記載されている場合に提出してください。・左記①は３ヵ月以内の原本を提出して下さい。・施設の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載して下さい。・左記②は移転後も適用となる旨がわかる書類（異動届等） |
| 【来庁】 |
| 3  | 申請者(法人等)の名称申請者(法人等)の所在地 | ・履歴事項全部証明書又は条例等…①・事業所一覧表（同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で障害福祉に関する他のすべての事業所からの届出とみなします。）※申請者（法人等）の名称を変更される届出書に法人等の名称のふりがなを必ず明記してください。 | ・商号変更など、法人の一体性(継続性)が認められる場合。それ以外は、新規申請となります。・左記①は３ヵ月以内のものを提出してください。・申請者の主たる事務所の連絡先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨記載して下さい。 |
| 【郵送】 |
| ４  | 申請者(法人等)の代表者の氏名及び住所 | ・履歴事項全部証明書又は条例等…①・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…②・事業所一覧表（同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。） | ・左記①は３ヵ月以内のものを提出してください。・左記②は申請者の代表者及び役員が新たに就任する場合添付してください。・変更届出書（様式第２号）の変更前・変更後欄に代表者の「職・氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日、電話番号」を記載してください。 |
| 【郵送】 |
| ５ | 施設の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 | ・指定に係る記載事項(付表7)…①・変更前及び変更後の平面図・変更箇所を撮影した写真・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表・建築基準法に基づく建築確認申請書、検査済証の写し…②・防火対象物使用開始（変更）届の写し…③ | ・設備概要変更の場合、事前協議が必要です。その後、サービス提供予定日の前月15日までに届け出て下さい。・左記①は設備基準上の数値記載項目に変更がある場合必要です。・左記②③は建物の増築等の場合、添付が必要となることがあります。 |
| 【来庁】 |
| ６ | 管理者の氏名及び住所 | ・指定に係る記載事項(付表7)…①・経歴書…②・組織体制図…③　※兼務している事業所があれば兼務　　　　先についても記載してください。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…④ | ・氏名変更…左記①②③を提出してください。・住所変更…左記①②を提出してください。・経歴変更…左記①②③を提出してください。変更内容によっては左記③は提出不要となる場合もあります。・管理者が新たに就任する場合、左記①～④を提出してください。また、左記②には3ヶ月以内に撮影した写真を貼付けて下さい。 |
| 【郵送】 |
| ７ | 主たる対象者 | ・指定に係る記載事項(付表7-2)・運営規程・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由① | ・対象者を特定する場合は左記①が必要です。 |
| 【郵送】 |
| ８ | サービス管理責任者の氏名及び住所 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2付表7-3)…①・経歴書・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…②・組織体制図・資格を証する書類…③・実務経験証明書・相談支援従事者研修修了証の写し(2日間コース又は1日間コース)…④・サービス管理責任者研修修了書の写し…⑤・研修未受講の場合、相談支援従事者研修等受講誓約書…⑥・理由書…⑦ | ・氏名及び住所の変更については、その内容により必要添付書類を左記より選択して下さい。・サービス管理責任者の変更で員数が変わらない場合は左記①の添付は不要です。・左記③は新たに就任する方のうち実務経験が介護業務（相談支援業務以外）で８年未満の場合必要。・左記④で相談支援従事者研修1日間研修を受講済の場合(平成20年度末まで)、障害者ケアマネジメント従事者研修修了書の添付も必要。※サービス管理責任者の急な退職、その他やむ負えない事情によるサービス管理責任者の変更時について、場合によっては、研修受講について、経過措置（1年間を期限とする）を設ける場合があります。まずは、障害福祉課事業所係へご連絡ください。・左記②は変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。 |
| 【郵送】 |
| ９ | 協力医療機関又は協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約の内容 | ・指定に係る記載事項(付表7)・協力医療機関等との契約の内容 |  |
| 【郵送】 |
| 10 | 提携就労支援機関の名称 | ・指定に係る記載事項(付表7) | 就労移行支援・就労継続支援 |
| 【郵送】 |
| 11　  | 運営規程 |  |  |
|  | 職員の職種･員数、職務の内容 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2)・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①・組織体制図・従業者の資格を証する書類…②・運営規程 | ・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成して下さい。・左記②は資格要件の定められている職種の場合、添付して下さい。 |
| 【郵送】 |
| 利用定員(施設入所支援、生活介護及び就労継続支援Ｂ型の定員増加を除く)⇒変更申請 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2、付表7-3)・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①・組織体制図②・運営規程・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 | ・利用定員を変更する場合は事前協議が必要です。場合によっては変更予定日の前月15日までの届け出が必要です。・利用定員変更により従業者の勤務体制等にも変更が生じる場合は左記①②の添付が必要です。・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。 |
| 【来庁】 |
| 利用者から徴収する費用の額　【郵送】 | ・指定に係る記載事項(付表7-2)・運営規程 |  |
| 通常の事業の実施地域【郵送】 | ・指定に係る記載事項(付表7-2)・運営規程 |  |
| 12 | 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項 | ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 | ・変更内容により、必要書類を添付。・介護給付費等算定の増額となる変更については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月１日からの算定となります。ただし、福祉介護職員処遇改善（特別）加算を新たに算定する場合は、2ケ月前の末日までの届出が必要です。 |
| 【来庁】 |
| 13 | その他 | 内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。 |  |
| 【来庁又は郵送】 |

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

２.変更申請書の提出について・・・すべて【来庁】

(１)対象となる事業・・・「施設入所支援」「生活介護」「就労継続支援Ｂ型」

(２)対象となる申請内容

①新たにサービスを追加する場合（生活介護、就労継続支援Ｂ型）

②既に提供しているサービスの単位数（施設入所支援、生活介護）を追加する場合

③定員を増加する場合

以上に該当する場合は、事前協議を経た上で、変更予定日の前月１０日までに

「変更申請書（様式第1号の２）」及び添付書類一式を提出していただく必要があります。

■提出書類

（１）**変更申請書（様式第１号の２）**

（２）**指定書の写し**

（３）**添付書類**　※写しとなる書類には、必ず法人代表者名・登録印鑑にて原本証明を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する事項 | 添付書類 | 留意点 |
| １ | 施設入所支援又は既に提供している生活介護の単位数を追加する場合 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2、付表7-3)・運営規程・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①・組織体制図・従業者の資格を証明するもの…②・平面図・施設内外の写真・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③・土地･建物の賃貸契約書（写し）又は登記簿謄本（写し）…④・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等の写し…⑤・防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑥・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…⑦・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 | ・事前協議が必要です。その後、変更予定日の前月10日までに申請してください。・左記①は変更日から４週間の勤務予定表として作成してください。・左記②については、資格要件の定められている職種分のみ添付。・対象者を特定する場合は左記③が必要です。・建物を増築して単位数を追加する場合、左記④～⑦の添付が必要となることがあります。･単位の追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。 |
| 2 | 利用定員の増加（単位数の追加、施設障害福祉サービスの追加によらない場合） | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2、付表7-3)・運営規程・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①・組織体制図…②・従業者の資格を証明するもの…③・平面図・施設内外の写真・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表・土地･建物の賃貸契約書（写し）又は登記簿謄本（写し）…④・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等の写し…⑤・防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑥・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類(損害賠償保険証等)・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 | ・事前協議が必要です。その後、変更予定日の前月15日までに申請してください。・利用定員変更により従業者の勤務体制等にも変更が生じる場合は左記①～③の添付が必要です。・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成。・左記③については、資格要件の定められている職種分のみ添付して下さい。・施設の建物を増築して定員を増加する場合、左記④～⑦の添付が必要となることがあります。・定員の増加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。 |
| ３ | 新たに施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援Ｂ型）を追加 | ・指定に係る記載事項(付表7、付表7-2、付表7-3)・運営規程・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①・組織体制図・従業者の資格を証明するもの…②・平面図・施設内外の写真・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③・事業計画書・収支予算書・土地･建物の賃貸契約書（写し）又は登記簿謄本（写し）…④・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等の写し…⑤・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類(損害賠償保険証等)…⑥・防火対象物使用開始届…⑦・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 | ・事前協議が必要です。その後、変更予定日の前月15日までに申請してください。・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成。・左記②については、資格要件の定められている職種分のみ添付して下さい。・対象者を特定する場合は左記③が必要です。・施設の建物を増築してサービスを追加する場合、左記④～⑦の添付が必要となることがあります。・定員の増加やサービスの追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。また、既に就任しているサービス管理責任者が、追加するサービスを兼任する場合は、当該サービスに係るサービス管理責任者研修受講修了書を添付して下さい。 |

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

３. 指定辞退届出書の提出について

事業(施設)を廃止する場合は、廃止予定日の３ヵ月以上の予告期間を設けて「指定障害者支援施設指定辞退届出書（様式第３号の２）」を提出していただく必要があります。

■提出書類

（１）**指定障害者支援施設****指定辞退届出書（様式第３号の２）**

（２）**指定書の原本**

（３）**添付書類**利用者の引継ぎ状況が分かる書類

各様式は豊中市ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ・提出先】

〒５６１－８５０１

豊中市中桜塚３－１－１

豊中市　障害福祉課　事業所係

ＴＥＬ：０６－６８５８－２２２９

E-Mail：shougaijigyousyo@city.toyonaka.osaka.jp